

## 診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(平成24年8月31日付.保医発0831第5号.平成24年9月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

### ◎検査方法が追加された検査項目

項目名	保険点数	区分
EGFR遺伝子検査	2500点	区分番号「D004-2」 悪性腫瘍組織検査 (尿・糞便等検査)

【承認された検査法】 Scorpion-ARMS 法によるリアルタイム PCR 法

第2章第3部第1節第1款 D004-2 (1) の文章後半

「ただし、肺癌における EGFR 遺伝子検査については、再発や増悪により、2 次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。」

の次に

「また、Scorpion-ARMS 法を応用したリアルタイム PCR 法を用いて EGFR 遺伝子検査を実施した場合は、「2」の抗悪性腫瘍剤感受性検査の所定検査を算定する。」  
を加える。

項目名	保険点数	区分
クラミジア・トラコマチス核酸検出	210点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)
淋菌核酸検出	210点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

【承認された検査法】 TMA 法

第2章第3部第1節第1款 D023

(1) クラミジア・トラコマチス核酸検出のイ中

「PCR 法、LCR 法、核酸ハイブリダイゼーション法、ハイブリッドキャプチャー法又は SDA 法により」

を

「PCR 法、LCR 法、核酸ハイブリダイゼーション法、ハイブリッドキャプチャー法、SDA 法又は TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法により」  
に改める。

裏面に続きます



株式会社 **ビー・エム・エル**  
本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3  
総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市的場1361-1  
☎ 049(232)3131 FAX 049(232)3132

電子カルテはビー・エム・エル



## (2) 淋菌核酸検出のイ中

「DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はSDA法による。」

を

「DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法による。」

に改め、

「なお、SDA法又はPCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法においては咽頭からの検体も算定できる。」

を

「なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。」

に改める。

## ◎新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM及びIgA抗体)	390点	区分番号「D011」 免疫血液学的検査 (免疫学的検査)
血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体)	390点	区分番号「D011」 免疫血液学的検査 (免疫学的検査)

### 第2章第3部第1節第1款D011中(4)

ア 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM及びIgA抗体) 又は血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体) はヘパリン起因性血小板減少症の診断を目的として行った場合に算定する。

イ 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM及びIgA抗体) 又は血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体) を行った場合には、区分番号「D006」出血・凝固検査の「20」血小板第4因子 (PF<sub>4</sub>) 及び「D011」免疫血液学的検査の「6」血小板関連IgG (PA-IgG) の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、区分番号「D011」免疫血液学的検査に係る判断料のみを算定する。

ウ 一連の検査で、血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM及びIgA抗体) 及び血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体) を測定した場合は、一方の点数のみを算定する。